

派遣事業に係る情報公開について

(対象期間：2022年4月1日 ～ 2023年3月31日)

派遣労働者の数（1日平均）	118	名
派遣先事業所数	23	件
労働者派遣の料金 (1日8時間当りの平均額)	13,001	円
派遣労働者の賃金 (1日8時間当りの平均額)	9,284	円
マージン率	28.6%	

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣の料金（平均額）} - \text{派遣労働者の賃金（平均額）}}{\text{労働者派遣の料金（平均額）}}$$

※ %表記にした場合の小数点第2位以下を四捨五入

マージンとは、派遣先企業からアイ・ビー・エス・アウトソーシング株式会社に支払われる派遣料金から、派遣スタッフ様に給与を支給した残りの額であり、これが派遣料金に占める割合をマージン率といいます。

マージンから支出する費用には、主に次のようなものがあります。

1. 法定福利費用

社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金保険）、労働保険（雇用保険、労災保険）の事業主負担分の費用

2. 派遣スタッフ様の年次有給休暇取得時の賃金

3. 派遣スタッフ様の健康診断受診費用

4. 派遣登録スタッフの募集費用

派遣登録スタッフ募集・採用の為に、求人広告を掲載する費用、面接会場賃借料

5. 事業運営費用

派遣スタッフ様の就業期間中の雇用管理（就業中フォロー・更新確認）、社員人件費、燃料費、送迎車両の維持管理費、事務所賃借料、通信料、光熱費等の事業運営費用

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練内容	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
技能訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
ワークスタイル多様化訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
リーダー就任訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口：派遣元責任者 連絡先：049-272-5445

労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定に関する事項

労使協定締結の有無	有
労使協定の有効期間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日
労使協定の対象となる範囲	派遣先の業務に従事する派遣労働者

労働者派遣事業 許可番号 派 10-300064
アイ・ビー・エス・アウトソーシング株式会社 若葉営業所
〒350-2201 埼玉県鶴ヶ島市富士見1-8-10 ト 若葉1F104
TEL 049-272-5445 , FAX 049-227-3777